

「令和8年度大阪府食品衛生監視指導計画（案）」に対する
府民意見等の募集結果及び大阪府の考え方について

○募集期間：令和8年1月16日（金曜日）から令和8年2月16日（月曜日）まで

○募集方法：電子申請、電子メール、郵送、ファクシミリ

○募集結果：4名（団体を含む）から15件のご意見等をいただきました

寄せられたご意見等についての大阪府の考え方は以下のとおりです。

ご意見等は、個人や団体等の特定又は類推できる情報を除き、原則、原文のまま掲載していますが、趣旨を損なわない範囲で一部修正している部分があります。

No.	ご意見等の内容	大阪府の考え方
第1 監視指導計画の基本的事項		
1	2 大阪府の食品衛生に係る基本方針（5つの柱）（3）発生が懸念される健康被害への対策（汚染実態調査等）の記述項目から「ノロウイルス」を外さないこと。 （理由）「病因物質別食中毒発生状況年計」P24の結果で、年々発生状況が増加しており、重点的に監視指導を実施する事項の食中毒発生防止対策の筆頭にあげられている原因物質であるので、基本方針の記述から外すのは適当でないと考えます。	ノロウイルス食中毒は、感染した調理従事者が食品を汚染することを原因とする事例が多いことから、飲食店や仕出し料理店等に対し、調理従事者の健康状態の把握及び手洗いの励行等について重点的に指導を行ってまいります。
2	（7）大阪健康安全基盤研究所について、府民への情報提供を追記すること。 （理由）大阪健康安全基盤研究所は実施している調査研究や検査等について、ホームページ、ニュース、メールマガジン等で公表されているが、より多くの府民に周知されるよう、情報提供に取り組むことの明示を求める。	大阪健康安全基盤研究所は、平成29年4月に独立行政法人化され、府の組織とは別の法人となっております。 府の食品衛生検査施設として実施した検査については、実施結果を公表することにより、府民に周知いたします。
第2 監視指導の実施に関する事項		
3	HACCP に沿った衛生管理が適切に実施されるよう指導を強化するとともに、衛生管理計画等の策定状況及びその実施状況を定量的に把握、公表すること。 （理由）紅麹サプリ事件においては、 HACCP に沿った衛生管理の実施について大阪版食の安全安心認証制度を受けていたが、実際には認証内容に即した衛生管理が実施されていなかったことが明らかになっている。 HACCP に沿った衛生管理計画の作成と周知、手順書の作成とと	監視指導において確認する HACCP に沿った衛生管理の実施状況は、個々の事業者に対する改善指導に活用するものであり、公表する予定はありませんが、引き続き、適切な監視指導を通じて衛生管理の向上に努めてまいります。

	<p>もに、その PDCA サイクル運用を実際に実施することについて監視指導の強化を求める。加えて、それらの実施状況について定量的に把握し、公表することを求める。</p>	
4	<p>2 (3) 食中毒発生防止対策の「オ」として、「キノコ等（自然毒・植物性自然毒）による食中毒対策」を記載。</p> <p>令和6年度実施結果からも「きのこ等」による食中毒の発生件数は著しく少ないが、消費者への情報共有等として、17 ページに「第4 2(1) カ 毒キノコ、有害植物による食中毒対策」と記載があるのであれば、12 ページにも記載を要望いたします。</p>	<p>本計画の実施区域は、食品表示法に関する一部の業務を除き政令指定都市及び中核市を除く大阪府域であり、食中毒発生防止対策の重点項目は、実施区域における食中毒発生状況等を勘案し設定しています。引き続き、全国的な食中毒発生動向も注視しつつ、適切に監視指導を実施してまいります。</p>
5	<p>(4) 食品表示対策について</p> <p>消費者庁は、2025 年 12 月 15 日に第8回食物アレルギー表示に関するアドバイザー会議を開催し、年度内にカシューナッツを特定原材料に移行し、アレルギー表示を義務付ける方向性を明らかにしています（施行後、2年間の経過措置期間が設けられる）。また、同時にカシューナッツと強い交差反応性があるピスタチオについても、カシューナッツの特定原材料移行と同時に、特定原材料に準ずるものに追加する方針と検討が進められています。</p> <p>アレルギー表示については、大阪のみならず全国的に表示ミス、違反による回収も相次いでおり、今回、アレルギーの義務表示、推奨表示の品目が変わることについて、しっかりと事業者や学校を含む給食関係者などへの周知を徹底していただきたいと思えます。予定ではありませんが、年度内に決定した場合は、対応を行う旨、令和8年度の大阪府食品衛生監視指導計画へ含めていただけると良いと思ひ提案いたします。</p>	<p>食物アレルギー表示を含む食品表示制度は、時代に即して改正が行われており、今後も順次改正が続いていくと見込まれます。適正な表示が遵守されるよう、引き続き関係者に対する周知及び情報発信に努めてまいります。</p>
6	<p>食品表示対策をより一層強化すること。</p> <p>(理由) 令和6年度大阪府食品衛生監視指導計画実施結果によれば、前年度より、違反件数が減少していることを評価する。食品表示は消費者選択に不可欠な情報であるとともに、制度変更が継続的に行われていることから、引き続き監視指導の強化を求める。</p>	<p>食品表示については、府民の食品選択における重要な情報源であることから、本計画の重点監視指導事項としています。表示の適正化を図るため、引き続き関係部局と連携して、事業者への監視指導を行うとともに、研修会や相談対応を実施してまいります。</p>

7	<p>輸入食品等の安全性確保について、輸入食品は毎年増加し続けています。輸入食品等に対して、現在行っている農産物の残留農薬、加工食品の使用添加物、豆類の発がん性物質等を検査するための体制及び検査数の拡大、充実強化を望みます。</p>	<p>輸入食品の検査については必要な数を計画しており、着実に実施してまいります。 国は水際対策を行い、府は輸入食品を含む府内流通品を対象としており、この役割分担のもと、引き続き取り組んでまいります。</p>
8	<p>検査実施計画において、予定検体数とともに検査予定数を示し、検査数を減らさないこと。 (理由) 令和6年度まで検査予定数が記載されていたが、令和7年度より予定検体数に変更されたことにより、検査予定数の推移が把握できないため、双方の記載を求める。また、昨年同数以上の検査を実施することを求める。</p>	<p>消費者にとって分かりやすい指標とするため、令和7年度から検査計画数を検体数で示しております。以降の計画数の推移は、検体数の比較により把握することが可能です。 令和8年度計画においては、令和7年度と同数の検査を計画しており、検査水準は維持されるものと考えております。</p>
9	<p>検査実施計画において、予定検体数・検査予定数の輸入食品の内数を記載すること。 (理由) 輸入食品は増加傾向が続いており、消費者の不安が多い食品である。食品検査は国産・輸入の区別なく無作為に抽出するため輸入食品の内数を記載しないとのことだが、計画案P12では計画的に試験検査を行うとしており、適切な対象・数・比率で検査を実施することを示し、結果を担保するために内数記載を継続することを求める。</p>	<p>特定区分ごとの比率をあらかじめ固定した場合、実際の流通状況を正しく反映できないおそれがあります。輸入食品を含む流通食品全体の安全性を幅広く監視するため、無作為抽出により流通実態に即した検査を実施してまいります。 検査の実施結果については、輸入食品の内数を含めて掲載いたします。</p>
第4 リスクコミュニケーション等の実施に関する事項		
10	<p>2 (1) 情報共有のための「学校教育との連携強化」については、引き続きお願いいたします。令和6年度実施結果においても出前授業を始め年7回の学習会等が実施されております。一部の学校のみへの対応になるかもしれませんが、「学校給食の場」が活用できないかと考えます。成長期の子どもたちをバランスの良い食事で支え、食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付ける「食育」の役割を担っております。価格以上の価値があるものと思い、「給食」を中心とした学びの場が生まれることに期待いたします。</p>	<p>安全で安心な食生活を送るためには、正しい食品衛生の知識を習得することが重要であると考えております。引き続き、食の安全安心について学べる機会を設けるため、リスクコミュニケーションの実施に努めてまいります。</p>
11	<p>双方向でのリスクコミュニケーションに努めること。 (理由) 「第4 リスクコミュニケーション等の実施に関する事項」2 消費者への情報共有等の(2)について、府民、消費者、事業者、行政がそれぞれ双方向で意見交換する場を増や</p>	<p>毎年、リスクコミュニケーションの事業を実施していますが、令和7年度は事業者のご協力を得て、新たに意見交換の機会を増やすことができました。引き続き、シンポジウムや意見交換会等のリスクコミュニケーションの実施に努めてまいります。</p>

	すことを求める。	
第5 食品衛生に係る人材育成・資質向上と衛生管理技術の向上に関する事項		
12	保健衛生部門全体を拡充すること。 (理由) 食品衛生に加え、感染症対策等も含め、府民の保健衛生を守ることは大阪府の重要な責務である。関係部署、保健所の強化、人員・予算の拡充を計画的に進めることを求める。	食品衛生のみならず感染症対策や生活衛生等の関連部門との連携を図ることは重要であり、保健所においても日頃から必要な連携を行いながら業務を進めています。 現在の体制をもとに、引き続き食品衛生の監視・指導を適切に行っていきます。
その他		
13	お米の価格高騰に伴い、安価なお米の販売業者も増えるなど、そのことにより産地偽装等が懸念されます。食品の産地情報は、消費者が製品を選ぶ際に重要な要素です。産地偽装が行われると、産地・製品への信頼を裏切る大きな問題になります。関係部署における、人員・予算の拡充を進めることを望みます。	現在の体制をもとに、引き続き食品表示等の監視・指導を適切に行っていきます。
14	令和7年度の「別表2 施設区分・立入予定回数」で立入予定回数「年1回以上」の施設すべてについて、令和8年度の立入予定回数も「年1回以上」を維持すること。また、対象施設について令和7年度のように詳しく記載すること。 (理由) 令和8年度案「別表1 監視実施計画表」と令和7年度「別表2 施設区分・立入予定回数」を比較すると、前々年度の食中毒原因施設・違反食品製造施設、学校給食関連施設、焼肉店・焼鳥店・鳥料理店（前々年度と前年度に未加熱又は加熱不十分な状態で喫食する食肉の提供を確認した施設（飲食店））、食鳥肉卸売店等について、立入予定回数が「年1回以上」から「3年に1回以上」に変更され、監視が弱められているので、従来通り立入検査を維持することを求める。	事業内容が多岐にわたる施設では複数区分に該当するなど、実務上適用が難しい場合があったことから、食品の取扱いリスクや事業規模等を踏まえた上で、より実態に即した区分へ再編したものです。引き続き、HACCPに沿った衛生管理の実施状況等を考慮し、適切な頻度において監視指導を実施してまいります。
15	食品中のPFAS検査を本計画案の検査項目とすること。 (理由) 大阪ではPFASの高濃度汚染が確認され、食品安全への影響の有無が懸念される場所である。大阪府内産の農畜水産物、加工食品、PFAS (PFOS 及び PFOA) の成分規格が設定されたミネラルウォーター類について、PFAS検査を実施することを求める。	国においてミネラルウォーター類についてPFOS 及び PFOAに係る規格基準が規定されたことから、検査を計画しています。